

奈良 **市民だより**
No. 91

市・県民税

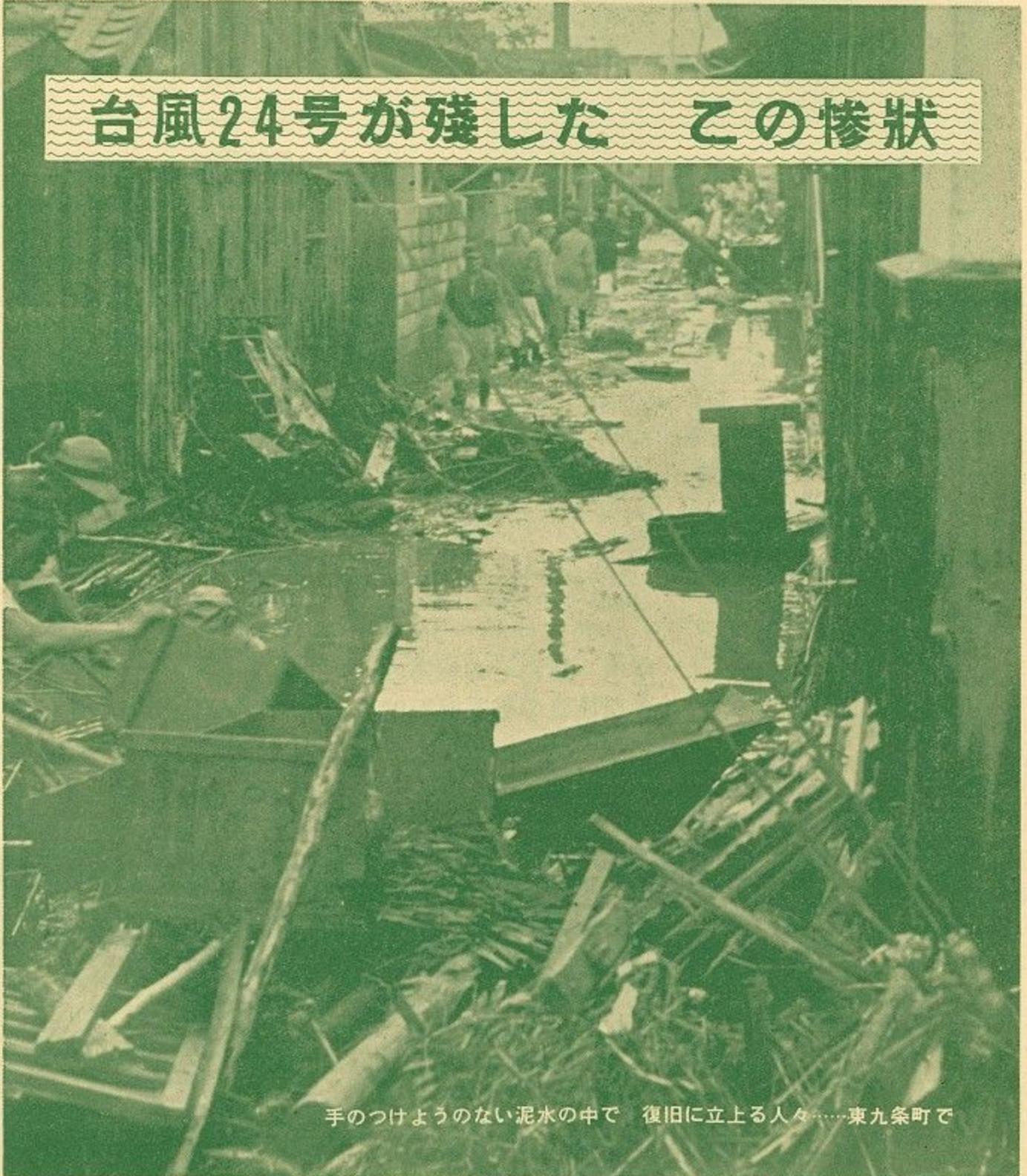
第3期分

納期

10月15日～11月1日

納期内にお忘れなく

台風24号が残した この惨状



手のつけようのない泥水の中で 復旧に立上る人々……東九条町で

10月1日号

台風24号による被害の記録

その襲来の当初から無気味な足踏みをつづけ、豪雨をとめないながら9月17日遂にその進路をあきらかにした台風24号は同日朝紀伊半島南端をかすめまれにみる広範な暴風圏に近畿各地をまきこんでしまいましたのは同日午後から夜半にかけてのことでありました。



奔流に洗われる西九条町の一部

この台風の特徴は風の猛威というよりも、連日の降雨によって一層豪雨禍の様相を呈し、各地に甚大な被害をひきおこしましたが、奈良市内におきましても、各所で道路や崖くずれを生じ、家屋の倒壊、浸水騒ぎをひきおこしました。

取りわけ岩井川、佐保川が決壊して甚大な被害をもたらしました。殊に岩井川決壊による辰市地区の水害状況は、この地域が岩井川のすぐ下手の低地にあってだけに、堤防決壊するや間髪を入れず、すさまじい水勢は一挙に奔流し、忽ち水かさを増して東九条町、西九条町、杏町一帯の民家を床上はるかに浸水し、又大安寺地区の八条町方面においても床上浸水いたしました。

台風が通過し、やがて水が引いてゆきましたあとの被害地にはおびただしい器物が破壊され、家屋はくずれ、更に手のほどこしような泥沼のような泥土と砂れきが一面におおいつくしていました。

このようなすさまじい被害の状況となったことは奈良市では

初めての事態でありまして市におきましては直ちに災害対策本部を設けましたが台風襲来の当時にはいまだかってない自衛隊の出動を要請し、人員36名、舟艇4

そう、5トン車1輛、トレーラー3輛の救援をうけ、又県警本部より25名の機動隊員の派遣をうけました。また18日11時40分奈良市に災害救助法が発動されました。

ここに被災されました市民の方々の健康と平安を願いつつ、復旧の一日も早からんことを祈る次第であります。

台風24号による奈良市の被害状況を記録しておくことにしました。

(奈良市災害対策本部 9月20日調)

学校、道路その他市の各種施設の被害総額は

2億2267万3000円

農作物被害

5億6千万円

台風24号で被害を受けられました皆様に

心からお見舞いを申し上げますどうか健康をそこなわれることなく、一日も早く明るい平和な生活を回復されますよう切にお祈りいたします。

奈良市長職務代理者
助役 長谷 米次

一般被害は

人的被害

軽傷 74名

住宅被害

| | | |
|------|--------|-------|
| 全壊 | 3世帯 | 12名 |
| 半壊 | 16世帯 | 69名 |
| 一部破損 | 16世帯 | 89名 |
| 床上浸水 | 422世帯 | 1963名 |
| 床下浸水 | 1219世帯 | 4913名 |

非住家の被害

| | |
|----|-----|
| 全壊 | 33棟 |
| 半壊 | 67棟 |

田畑の被害

| | |
|-----------|------------|
| (田) 流失、埋没 | 67.2ヘクタール |
| 冠水 | 499.4ヘクタール |
| (畑) 流失、埋没 | 14.3ヘクタール |
| 冠水 | 17.8ヘクタール |

その他の被害

| | |
|------|-------|
| 道路決壊 | 319箇所 |
| 橋梁流失 | 26箇所 |
| 堤防決壊 | 42箇所 |



↑何もかも泥水の中の被災家屋(東九条町で)
←水がひいたあとの辰市連絡所の内部

訪仏中の高椋市長は 日仏青少年交歓委員会による訪仏青少年代表団団長としての公式フランス訪問の日程をおえましたが、台風被害の甚大の報を聞き、他の欧米諸都市の訪問の日程を打ち切り9月30日17時35分羽田空港着で帰国いたします。

なお交歓青少年団の一行は予定通り引続いて欧米諸都市を訪問して10月10日帰国することになっております。

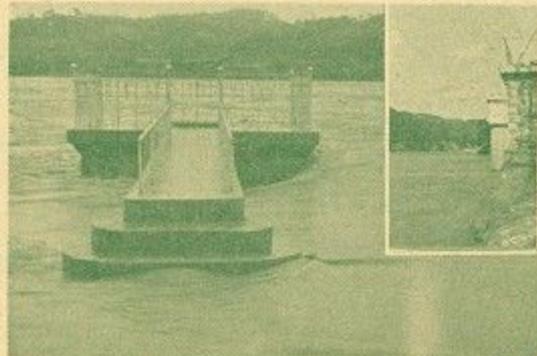
台風24号がもたらした断水

初めに書きましたように台風24号の被害は風によるよりも、水による被害が著しい特徴として目立っています。連日降り続いた豪雨のあとに襲って来た台風であっただけに、一層河川は氾濫し、溜池はあふれ、道路や崖ぐずれをひきおこしました。

木津水源地におきましても木津川の氾濫によって取水口に土砂が堆積して取水困難の事態となり、又各所で道路がぐずれ、水道管が露出折損して、遂に奈良市の水道は断水のやむない事情に立ち至りました。

これがため市民の方々にご迷惑をかけ、殊に比較的高地に居住せられる方々には一層ご迷惑をおかけいたしましたことは、避け難い事情によるものとは言え、誠に心苦しく存じます。

水道復旧につきましては全力を傾けましたが、断水に対する応急策としては自衛隊や大阪、京都、天理、大和郡山の各市からの給水車の救援を受けることにいたしました。何分給水車は比較的大型車でありまして狭い町筋には充分行きわたって巡回してまわることもおぼつかなく、又給水車から各ご家庭に水を運ばれましたご不便も大変だったことと心苦しく存じます。幸いにして断水事故は予想より早く復旧できましたことはしあわせでした。



「写真」(左から)・濁水にひたされた取水口・平常の時、取水口の泥土をさらえる作業員

ここに種々援助をいただきました各方面の方々に感謝いたしますとともに、ご迷惑をおかけいたしました市民各位に深くお詫びいたします。

この度の災害を一つの貴い経験といたしまして将来奈良市の水道事業の一層



ドラム缶もつんで続々到着する給水救援隊 (市庁舎前で)

奈良市議会では

台風24号による被害が甚大であることを認めた奈良市議会では18日正副議長、各委員長と市長職務代理者が協議の結果、緊急臨時議会を招集することとしました。19日は日曜でありましたが緊急を要するので議会を開会し、関係者から災害状況について詳細な報告をうけ、21日応急復旧に対する補正予算を審議決定しました。

の向上と発展を期したいと思えます

被災者の方々に對する市、県民税・固定資産税の減免につきまして

被害の程度に応じて昭和40年度分の市、県民税及び固定資産税(都市計画税を含む)の減額或は免除又は徴収猶予、納期限延長の特別な取扱いをいたします。

この取扱いを受けようとする方は次のように申請書を提出して手続きをして下さい。

△この取扱いを受けることができるのは次の方々です

- 自己の所有している住宅や家財に著しい損害をうけた者
- 自己の所有している農地が流失埋没などによって、その収穫が著しく減じた者
- 自己の所有している事業用償却資産について著しい損傷をうけた者

△申請書の提出期限と提出先
昭和40年11月20日までに市役所税

務部へ 申請書用紙は税務部でお渡しいたします。

減免する税額の範囲については

- 市、県民税の普通徴収の分は第3期分、第4期分について、特別徴収の分は昭和40年10月分から昭和41年3月分までの6カ月分の分割徴収分に限ります。
- 固定資産税については第3期分第4期分に限ります。

国民健康保険料の減免について

全壊、半壊、床上浸水又はそれらと同等以上の被害をうけて、生活が著しく困難になった国民健康保険納付義務者の第3期分及び第4期分の保険料は別に定める規定によりまして減免をすることになっておりますこの取扱いを受けようとする方は減免申請書を来る10月30日までに保険課へ提出して下さい。

なお減免申請書の用紙は保険課でお渡しいたします。

被災納税者の皆様へ

(奈良税務署から)

災害によって被害を受けられた方には、国税が軽減または免除され、徴収も猶予されます。

(県税事務所から)

事業用資産の3分の1以上の被害を受けられた方は個人事業税が軽減されます。

これらの取扱いを受けるための手続その他詳細は税務署電話②4911番・県税事務所電話②1101番へお問い合わせ下さい。

たすけあって みんなが しあわせに 共同募金運動が始まりました

【社会福祉事務所】

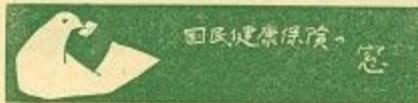


幸福に暮らしている人が、そのゆとりの中から気の毒な人達に援助をすることは大へん美しいことであります。

援助を受けた人がその善意に感謝し、その好意にむくい、やがてその援助を自分からできるように努めることは更に尊いことでありましよう、

共同募金運動は戦後20年間に行なわれたいろいろの国民運動の中でも極めて深い国民的認識と、力強い支持によって今日に発展し、その間幾多の貴重な役割を果して来たことを考えてみたいと思います。

本年も共同募金運動が全国的に始まりました。この運動が一層その趣旨を明確に認識せられ、更に真剣に力強くおしすすめられますようみなさんのご協力をお願いいたします。



△巡回健康診断

【保 険 課】

- 10月13日(水) 西勝寺で (飛鳥地区)
- 10月14日(木) 帯解小学校で (帯解地区)
- 10月20日(水) 平城小学校で (平城地区)
- 10月26日(火) 東市連絡所で (東市地区)

受付 午後1.30~3.00
検診 午後2.00~4.00

乳幼児の健康相談と歯科検診並びに成人病検診を行ないます。

母子手帖、歯の健康手帖、成人病検診カードをお持ちの方は必ず持参して下さい。

なお検便もいたしますから、その日の大便をもって来て下さい。

△歯の健康手帖による

歯科検診

- 10月21日(木) 市庁別館で
検診 午後2.00~4.00

対象は国民健康保険加入の昭和39年4月2日~40年4月1日生まれのお子さんで、歯の健康手帖を持参して下さい。

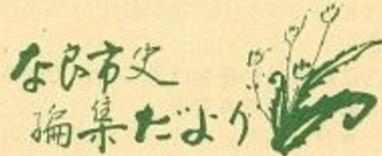
△乳幼児の健康相談

- 10月12日(火) 富雄南小学校で
受付 午後1.00~2.00

- 検診 午後1.30~2.30
西ノ京公民館で
- 受付 午後2.30~3.30
- 検診 午後3.00~4.00

昭和39年1月1日~39年12月31日生まれの乳幼児を対象として、体重身長、胸囲の測定と内科、整形外科、歯科の検診を行ない、栄養指導などをいたします。

母子手帖を持参して下さい。



奈良市史を作る事業がすんでおりますが、惜しいことに市役所が昭和23年に焼失したため、古い記録や写真がなくなっています。

特に奈良市の移りかわりを知るために、町や村のようす、市役所や村役場、その他学校、公園、駅、風俗など……いまはすっかり変わってしまった古い写真をお持ちの方はご連絡願います。市史編集の参考資料にさせていただきたいと思ひます。なおさきにこの“市民だより”に応じて珍らしい記録を提出下さいました方々に厚く御礼申し上げます。

連絡先 奈良市教育会館内
奈良市史編集事務局
市内紀寺町628
電話 ②1314番

10月1日から 奈良市教育委員会事務局の電話番号が変更しました

| | 新番号 | 旧番号 |
|-------|--------|--------|
| 総務課 | ②1311番 | ②7971番 |
| 学校教育課 | ②1312番 | ②7972番 |
| 社会教育課 | ②1313番 | ②7039番 |
| 教育長室 | ②1314番 | ②7955番 |



市民教養(成人)講座

会場 市立高円公民館

10月分開講日

第3日 10月9日(土)
(時事問題)「南ベトナムと日本」
講師 毎日新聞社編集委員 芦田定男

第4日 10月23日(土)
(教育文化)「地域開発と文化財」
毎日新聞社論説委員 速水良祐

- 両日とも午後1時30分から3時30分まで。
- 受講希望を申し込んでいない人はその前日までに受講希望日、氏名、年令、職業、住所を明記して会場へ申し込んで下さい。
- この講座の詳細については“市民だより”9月1日号をご覧ください。

くらしの科学教室

この教室の開設につきましては“市民だより”9月1日号で発表いたしました。受講希望者が定員を予想外に超過いたしましたので締切らせていただきました。よろしくご諒承願います。

なお10月以降の開講日は次のとおりであります。

- 第3日 10月14日(木)
(食生活)「大事な副食の知識」
- 第4日 10月28日(木)
(住生活)「家庭電気器具の知識」
- 第5日 11月11日(木)
新しい住いの設計「楽しい茶の間(台所の科学化)の設計」
- 第6日 11月25日(木)
婦人の生活「時間とレジャー」